

鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価等の評価結果の公表及び対応措置の実施に関する要領

令和8年6月3日
校長 裁定

- 1 本要領は、鹿児島工業高等専門学校内部質保証規則第11条第2項及び第12条第2項に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施する自己点検・評価及び外部機関による評価（以下「自己点検・評価等」という。）の結果の公表並びに当該評価結果に基づく対応措置の実施に関し、必要な手順を定めるものとする。
- 2 本要領に基づく自己点検・評価等の評価結果の公表及び対応措置の概要については、別図1に示すとおりとする。
- 3 内部質保証委員会は、自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめた自己点検・評価報告書を運営会議に報告するものとする。
- 4 統括責任者は、前項の自己点検・評価報告書について、ホームページその他の適切な方法により公表するものとする。
- 5 推進責任者は、第3項の自己点検・評価報告書の内容を踏まえ、対応措置が必要と認められる事項を整理し、運営会議に上申するものとする。
- 6 統括責任者は、対応措置を行う事項について、運営会議の議を経てこれを承認し、推進責任者に対し、対応措置の実施を指示するものとする。
- 7 推進責任者は、対応措置が必要とされた事項について、関係する部局の部局責任者に対し、改善の検討を指示するものとする。
- 8 前項の指示を受けた部局責任者は、当該部局において審議を行い、改善案を立案するとともに、改善計画（工程表等を含む。）を策定し、推進責任者に提出するものとする。
- 9 推進責任者は、提案された改善案及び改善計画について、内部質保証委員会で審議し、次の各号により取り扱うものとする。
 - (1) 適当と認める場合は、運営会議に付議し、決定するものとする。
 - (2) 適当でないと認める場合は、当該部局責任者に再検討を指示するものとする。
- 10 部局責任者は、承認された改善計画に基づき、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 改善計画を実施し、改善活動に取り組むこと。
 - (2) 改善計画の進捗状況について、内部質保証委員会の開催の都度、報告すること。
- 11 推進責任者は、改善計画の進捗状況を確認し、必要に応じて適切な対応を行うものとする。
- 12 推進責任者は、改善活動が完了した事項について、運営会議に報告するものとする。

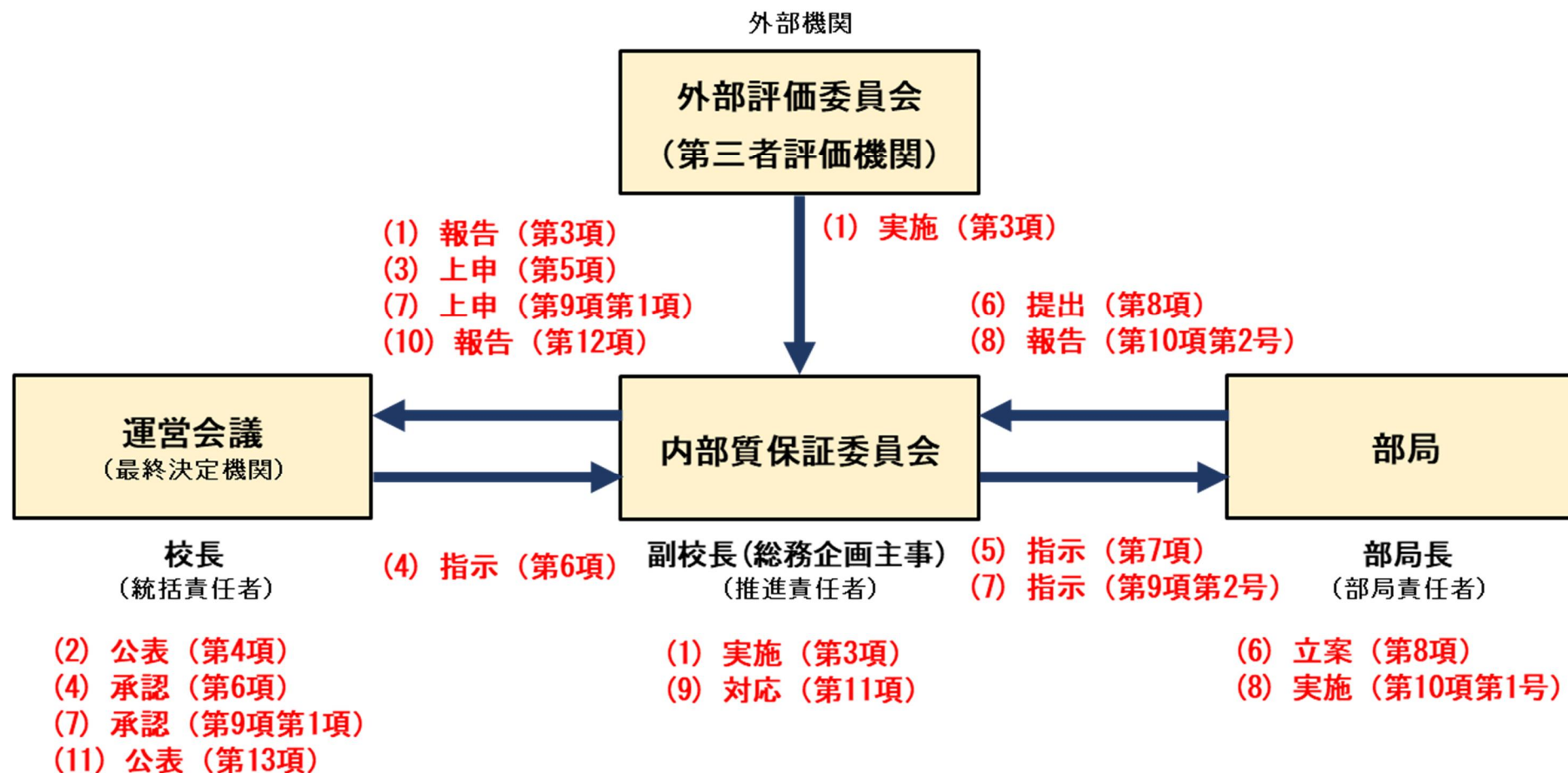
13 統括責任者は、改善内容及び改善結果について、ホームページその他の適切な方法により公表するものとする。

14 本要領は、外部機関による評価についても準用する。この場合において、第3項中「自己点検・評価」とあるのは「外部機関による評価」と、第3項、第4項及び第5項中「自己点検・評価報告書」とあるのは「外部機関による評価報告書」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月3日から施行する。

別図 1



評価結果に基づく対応措置の手順

※ 部局一覧は内部質保証規則別図第 1 を参照